

## 千葉市議会広報委員会の傍聴に関する取扱要領

- 1 この要領は、千葉市議会広報委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 傍聴席の定員は、委員会の運営に支障のない10人程度とする。
- 3 傍聴の許可を得ようとする者は、傍聴許可申請書（様式第1号）に住所、氏名、その他必要事項を記入し、委員長に提出しなければならない。
- 4 傍聴の受付は、委員会の会場前において、開議予定時刻の30分前から開始し、先着順に受け付ける。
- 5 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
  - (2) 酒気を帯びていると認められる者
  - (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 6 傍聴人は、会議が行われている場所において、次の事項を遵守しなければならない。
  - (1) 騒ぎ立てないこと。
  - (2) みだりに席を離れ、歩き回らないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) 携帯電話等の通信機器その他音を発生する機器の電源を切ること。
  - (5) その他議事の妨害となるような行為をしないこと。
- 7 傍聴者は、会議が行われている場所において、写真の撮影及び録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 8 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、委員長その他係員の指示に従うこと。
- 9 この要領に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

千葉県議会広報委員会委員長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

千葉県議会広報委員会傍聴許可申請書

本日開催の千葉県議会広報委員会傍聴の許可を申請します。

※ 申請者は傍聴人本人に限ります。

受付担当者記載欄 受付時間 \_\_\_\_\_

受付番号 \_\_\_\_\_